

遺族・障害給付の設計に係る緩和措置 についての意見募集開始 (省令・通知改正)

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金
資産運用

退職金
会計基準

その他

ポイント

- 標記につき省令・通知改正 に係る意見募集が開始されました。
- 現行の認可基準に新たな選択肢が追加されるため、現行の認可基準を満たす制度に影響はありません。(施行日:平成20年12月中)
- 追加された基準による制度とする場合、給付現価の確認を毎年度実施する必要があり、基準に抵触した場合は速やかに給付設計の変更を行うこととされました。

意見募集内容は [こちら](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080183&OBJCD=100495&GROUP=)

DB施行規則、通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)」、「厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日年企発第23号・年数発第4号)」、「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」

政令改正の意見募集については [ニュースNo.104](#) をご参照(政令改正は現状未実施)。

改正イメージ

これまで以下「現行の基準」を満たさなければならぬとされてきたが、今後は または「追加される基準」のいずれかを満たせばよい。¹

現行の基準

老齢給付金の受給権者となったときに各人の

老齢給付金

遺族給付金²

追加される基準

制度全体で

老齢給付金の総給付現価³

遺族給付金¹の総給付現価³

1 下線部：今回の省令案等で明らかになった事項。

2 障害給付金についても同様。

3 各給付の発生確率を見込んだ総給付現価。一般的に死亡率や障害発生率よりも生存脱退確率の方がはるかに大きいため、老齢給付金を上回る遺族・障害給付金の設計が可能になると思われる。但し、毎年度総給付現価の大小関係を確認・報告しなくてはならず、基準に抵触した場合は原則1年以内に給付設計の変更が必要。¹

以上



三菱UFJ信託銀行